調布市議会改革検討代表者会議第9回会議日程

平成 2 4年 4月 2 7 日午後 2 時 於 全 員 協 議 会 室

- 1 第8回代表者会議における合意事項【合意資料5】
 - (1) 委員会の公開について
 - (2) 陳情・請願について
- 2 今後の進め方について
- 3 検討・協議事項
 - (1) 災害時における議員対応について
 - (2) 陳情・請願の取扱について
 - (3) 保育・手話・要約筆記サービスについて
 - (4) 一問一答方式試行導入について
 - (5) 議会報告会・市民との意見交換会等について
 - (6) 議会運営委員会について
 - (7) 少数会派について
- 4 その他

合意資料5:第8回代表者会議合意事項

資料22:傍聴者への保育・手話サービス等検討資料

資料23:第9回検討資料

資料24:議会改革提案項目整理表

資料25:調布市議会災害対策支援本部設置要綱(案)

資料26:一問一答方式試行導入(案)

合 意 事 項

第9回代表者会議報告 (平成24年4月27日)

			ш	<u>√Ľ</u> \	•	77				(平成24年4月27日)	
分野	提案番号	分野別提案事項一覧表		主旨・	目的		座	長	案	確認事項	方向性
1.	. 委員会の公開について										
4	32	常任委員会開会時間の原則決定と公開		常任委等は、公開と開かれ	原則 し、 た議	員会及び全	<u>€員協議</u> \ること	<u>会</u> は、 から、	実態として公開	□平成23年12月 21日開催の第4回 代表者会議で了承さ れた。	■議会は、本会議の ほか、常任委員会、 特別委員会、議会運 営委員会及び全員協
④傍聴者への	33	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする		会を目 す。	指					ロ <u>平成24年4月5日</u> 開催の第8回代表者 会議で、座長から追 加提案として原則公	<u>議会</u> を原則公開とする。
の環境整備	34	本会議と同様に各委員会の公開を原則とすること								開に「全員協議会」を追加し、了承された。	
備	35	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする(ただし、秘密会は担保する)									
2.	陳情	・請願について									
	40	陳情・請願に係る署名については、印・拇印が無いものについて は、当該委員会にその数を報告する		の状況 らかに 開かれ	を明 し、 た議	拇印がない	署名は	、実態	まとして報告され	署名について、印・ 拇印がない署名は、 その数を委員会に報	■陳情・請願内容を明らかにし、開かれた議会を目指す。
⑤ 陳 情	41	陳情・請願について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる		会を目指す。		す。 口陳情・請願提 申出があった場	陳情・請願提出者から説明を希望する 出があった場合、提出者説明の可否判 を委員会が行う。		ら説明を希望する 出者説明の可否判	告する。 □陳情・請願提出者 から説明を希望する 申出があった場合、	
· 請 願	42	請願・陳情者の提案理由について、提出者に直接聞く場を設けること								提出者説明の可否判断を委員会が行う。	
	44	陳情・請願の提出者が説明をする機会を設ける									

傍聴者への保育・手話サービス等検討資料

種別実施要件	本会議	委員会	委員会 (陳情審 査)		人的措置	経費
保育サービス	0	△ 審査日	△ 審査日	保育者		嘱託職員による応援の場合は別途協議 【参考:保育園補助】 有資格者 1,040円~1,260円/h 無資格者 950円~1,160円/h ※事故対応のため保険加入等の必要性の検討
手話通訳	0	△ 審査日 スペース	△ 審査日 スペース	手話通訳者	手話通訳等派遣センターへ依頼	手話通訳者派遣 1時間14分まで 4,200円以降1時間毎に3,000円 人 数は内容,時間により決定
要約筆記	0	△ 審査日 スペース	△ 審査日 スペース	要約筆記者	手話通訳等派遣センター へ依頼	手書きノートテイク派遣 1時間14分まで 3,200円以降1時間毎に2,000円 人 数は内容,時間により決定

【課 題】

- 1 陳情審査は、審査日が確定できないため、保育者や手話通訳者の事前予約が難しい
- 2 委員会室における手話通訳者及び要約筆記者のスペースの確保

第9回代表者会議提案 (平成24年4月27日)

分 野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等			
1.	災害時における議員対応について						
⑩ そ の 他	125	災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成	民主・社	□ 災害時における議員対応を明確に するための申し合わせ事項の作成			
2.	陳情	請願の取扱について					
⑤陳情・請願	43	国・都への意見書提出陳情・請願の取扱は本会議即決又は会派配付 により議員提出議案とする	創政会	□ 国・都への意見書提出陳情の取扱			
3.	保育	・手話・要約筆記サービスについて					
	29	事前予約による託児・手話サービスの提供	創政会				
④ 傍 聴 者	30	保育室を設置するか、ないしは子どもが静穏を維持することを条件 に同伴傍聴を認める	共産党				
へ の	31	予約制手話通訳・要約筆記・保育施設整備	民主・社				
環境整備	38	議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること	元気派				
	39	傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める(本会議場等車椅 子傍聴可能・手話・要約筆記)	生活者				

,				(十)及24年4月27日)
分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
4.	一問-	- 答方式導入について		
	74	一般質問の一問一答制導入	創政会	□ 試行導入は合意済み。
④傍聴者へ	75	一問一答形式とし、反問権を付与	民主・社	
の環境整備	76	一問一答、一括質問が選択できる規定の整備(反問権も付与する)	公明党	◆
	77	一問一答制の導入(段階的には再質問からでも)	みんな	

				(平成24年4月27日)			
分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等			
5.	議会報告会・市民との意見交換会等について						
	16	議会報告会	公明党	□ 議会報告会、意見交換会、 ふれあいミーティング、地域議会報告会			
	17	議会報告会・意見交換会の開催	元気派	SMIOSO THE PROPERTY AND A			
	18	地域の中で議会報告会・意見交換会を開催する	生活者				
③	19	委員会の出前議会	公明党				
③議会と市民	20	常任委員会、特別委員会の出前審議	みんな	→ // □ 委員会の出前議会			
との	21	議会として直接市民の声を聞く議会ふれあいミーティングの実施	公明党				
関係	22	市議会(機関)として、一定エリアをカバーする地域議会報告会を 開催する	共産党				
	23	土・日・夜間市議会の開催	共産党				
	24	土日・夜間議会の開催	元気派	□ 土・日・夜間議会の開催			
	25	夜間・土日議会を開催する	生活者				

				(平成24年4月27日)			
分 野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等			
6.	6. 議会運営委員会について						
⑧議会の	93	議案についての討論申し出があった場合は原則認める	共産党	□ 議案について討論申出があった場合は 原則認める			
機能強化	95	緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける	創政会	■ 緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける			
へ向けて	96	議会運営委員会は、法令の定めに準拠し、運営についても議会運営 全般(先例・申合せ含む)所管事項とする	民主・社	□ 法令の定めに準拠し、議会運営全般を 所管事項とする			
7.	少数	会派ついて					
	9	交渉団体(会派)は2名以上とする	創政会	□ 交渉団体(会派)は2名以上とする			
	10	代表質問・幹事長会議・議会運営委員会は交渉団体が参加資格の要件	創政会				
② 会 派	11	1議案に対する会派意見は1とする	創政会	□ 代表質問·幹事長会議·議運は 交渉団体が参加資格要件			
につ	12	議会制民主主義・公平性の立場から少数会派の意見尊重	共産党	`\. □ 幹事長会議における呼称 「オブザーバー」をやめ、「幹事長」とする			
いて	13	多様な市民意見を反映する観点からも議員間の公平性等に配慮し少 数会派の意見尊重する	元気派	↑ □ 1議案に対する会派意見は1つとする			
	14	議会制民主主義にのっとり、少数会派の意見を尊重する	生活者	□ 少数会派の意見尊重			
	15	幹事長会議における呼称「オブザーバー」をやめ、複数会派同様 「幹事長」とする	共産党				

資料24

議会改革提案項目整理表

	分 野	協議事項	論点・具体的提案内容等	提案会派	備考
1	議会基本条例	1 議会基本条例(案)策定方法	□策定のための研修	公明党、ネット	No2
			口特別委員会設置	公明党、共産党、元気派、ネット	No3,4,5,6
			ロアンケート調査・パブコメ・市民説明会、公聴会、シンポジウム開催	公明党、ネット	No3,7,8
2	会派について	2 少数会派について	口交渉団体(会派)は2名以上とする	創政会	No9
			□代表質問・幹事長会議・議運は交渉団体が参加資格要件	創政会	No10
			口幹事長会議における呼称「オブザーバー」をやめ、「幹事長」とする	共産党	No15
			□1議案に対する会派意見は1つとする	創政会	No11
			□少数会派の意見尊重	共産党、元気派、ネット	No12,13,14
3	議会と市民との関係	3 議会報告会・市民との意見交換会等に	□議会報告会、意見交換会、ふれあいミーティング、地域議会報告会	公明党、共産党,元気派、ネット	No16,17,18,21,22
		ついて	□委員会の出前議会	公明党、みんな	No19,20
			□土・日・夜間議会の開催	共産党、元気派、ネット	No23,24,25
4	傍聴者への環境整備	4 保育・手話・要約筆記サービスについて		創政会、民主・社、共産党,元気派、ネット	No29,30,31,38,39
5	陳情・請願	5 陳情・請願の取扱について	□印・拇印の無い署名の取扱	共産党	No40
			□提出者からの説明を聞く取扱	共産党、元気派、ネット	No41,42,44
			□国・都への意見書提出陳情の取扱	創政会	No43
6	広報・広聴機能の充	6 議会広報特別委員会設置について	□情報公開のあり方検討	ネット	No45
	実	7 広報活動の充実について	□議会独自ホームページ開設・ホームページを充実し、傍聴・子どもにもわか りやすい案内	創政会、元気派	No46,51
			□視察・研修報告書・市政調査費使用状況・議案をホームページ掲載	創政会, みんな	No48,49,50
			口市議会だよりの充実	みんな	No52
			□議員紹介には各自保有メディアを必掲	みんな	No59
		8 常任委員会等の動画配信等について	□動画配信中継試行・実施、インターネット、ユーストリウム、録画中継	創政会、共産党、みんな、元気派、ネット	No57,58,60,61,62
			口本会議ネット中継を市内公共施設で	創政会	No63
		9 資料等のデジタル化推進について	□議案等資料、議員配布資料、傍聴者配付資料、ペーパレス化等	創政会、民主・社、みんな	No64,65,66
7	議会と市長・執行部 との関係	10 本会議場の質問者席設置について	□対面演壇設置	創政会、民主・社、みんな	No70,71,72
	この対応	11 一問一答方式導入について (手続き・ルールづくり)	□試行導入は合意済み。手続き・基本的ルール確認	創政会、民主・社、公明党、みんな	No74,75,76,77
			□反問権付与	民主・社、公明党	No75,76
		12 本会議場における報告範囲拡大につい - て	□特別委員会・組合議会の□頭報告	創政会	No81
			口広域連合・一部事務組合の議会報告	ネット	No82
			口市外郭団体(26団体)の議会報告、説明書類の充実	創政会	No83
		13 本会議場におけるプレゼンテーション ツール導入について	口代表・一般質問時パソコン等による資料提示	創政会	No85
		ノール等人にしいし	ロプレゼンツール(PC&ソフト、OHP等)	みんな	No87
		14 パネル等補助資料使用時届出について	口使用する場合は、議長に申し出る	共産党	No86
		15 代表質問の再質問・まとめについて	口代表質問答弁に対し、再質問又はまとめをすることができる	共産党	No88

	分 野	協議事項	論点・具体的提案内容等	提案会派	備考
8	議会の機能強化へ向	16 通年議会について	□年1回首長が議会招集し議長判断で休会・再開を繰り返す	公明党	No90
	けて	17 議長の議会招集権付与について	□議長に議会招集権を持たせる	元気派、ネット	No91,92
		18 議会運営委員会について	□議案について討論申出があった場合は原則認める	共産党	No93
			□緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける	創政会	No95
			□法令の定めに準拠し、議会運営全般を所管事項とする	民主・社	No96
		19 議会の権能強化について	□行政への監視・政策提言機能の強化	公明党	No97,98
			□議員研修の実施	元気派、ネット	No99,100
			□議員間の自由討議	共産党、元気派、ネット	No102,103,105
			□委員会席配置変更	創政会、共産党、元気派、ネット	No101,102,104
			□1日1常任委員会開催と特別職出席	共産党、元気派、ネット	No106,107,108
			□予算・決算特別委員会の設置	共産党、みんな、元気派	No114,115,116
		20 委員長報告について	□審査結果のみとする	民主・社	No109
			□審査結果だけでなく、経過についても省略せず説明する	元気派	No110
			口委員長報告に対し、賛成・反対討論が行えるようにし時間制限(1分)を設ける。委員会報告時間制限の見直し。委員会報告の見直し	民主・社,みんな	No <mark>80</mark> ,111
			□委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証。委員会報告の見直し	創政会, みんな	No <mark>80</mark> ,112
		21 委員会視察先決定方法等検証について		創政会	No113
		22 基本構想策定に伴う特別委員会設置		元気派	No117
9	事務局について	23 事務局体制強化について	□法務、調査能力向上、事務局職員研修	共産党、元気派、ネット	No118,119,120
		24 資料等の電子化・ペーパレス化について		みんな	No121
10	その他	25 議員定数の削減について		創政会、みんな	No122
		26 委員報酬等廃止について	□市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員報酬を原則受けない。報酬の廃止	創政会、ネット	No123,124
		27 災害時における議員対応について	口災害時における議員対応を明確にするための申し合わせ事項の作成	民主・社	No125
		28 議員全員の行政現場体験の義務化	□1年に1現場1週間の実務体験	みんな	No126
		29 市政調査費の引き上げについて	口市政調査費の大幅アップを要求(政治・行政の先進事例習得・市民への広報)	みんな	No127
	提案番号73→	30 議場の開放(フィルムコミッション協力)		民主・社(提案番号73)	No73

(案)

調布市議会災害対策支援本部設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、調布市において地震等の災害が発生したときに、調布市議会が調布市災害対策本部(以下「市災策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 本部の設置

調布市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により市災 策本部が設置された場合、これに協力するため、調布市議会内に調布市議 会災害対策支援本部(以下「本部」という。)を設置することができる。

第3組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部を代表し、その事務を総括する。
- 3 副本部長は、調布市議会副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長 に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長及び副本部長を除く全ての調布市議会議員(以下「議員」という。)をもって充てる。

第4 本部の所掌事務

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市災策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集し、市災策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・都等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

第5 議員の対応

- (1) 自らの安否及び居所または連絡場所を本部に報告し、連絡体制を 確立すること。
- (2) 本部から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における支援活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 災害時等に備え、救急救命講習等を受講すること。

第6 議会事務局の対応

- (1) 事務局長は、市災策本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局長は本部の情報を整理し、必要に応じ本部長の指示により 市災策本部へ情報提供を行う。
- (3) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

第7 庶務

本部の庶務は、議会事務局において処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年〇月〇日から施行する。

一般質問の一問一答方式と一括質問方式の選択制 の試行について(案)

1 議会改革代表者会議での決定・確認内容

市政の課題に関する論点を市民に分かりやすく示すため、今までどおり一括質問一括答弁方式も認めつつ、一問一答方式を試行する。具体的な手続き等については、今後議論して定めていく。

- 2 試行に向けた確認事項(案)
 - (1) 反問権の取扱い

反問権は試行していく中で議論をしていくことから、 結論が出るまで付与しない。

(2) 質問席

一問一答方式の場合も、一括質問方式の場合も、質問は当面自席(各議席)にて行うものとする。

一問一答方式の場合の質問席については、自席 (議席)とする会派と新たに質問席を設けるとする会派とがあり、結論に至っていない状況であり、新たに席を設ける際は予算措置や設備の更新が必要であるため、試行期間中は、自席 (各議席) として試行する。

なお、質問方式ごとに、登壇したり、議席としたりすることは、議員にとっても、傍聴者にとってもわかりにくいことから、試行期間中は、いずれの方式であってもすべて議席(自席)で質問を行うものとする。

- ※ また、自席で最初の質問を行う際は、演壇に登壇して 行う場合と異なり、スペースが狭いため、パネルなど使 用する際は、周りの議員に配慮して迷惑がかからないよ う使用するものとする。
- (3) 質問通告様式の改定(別紙案のとおり)
 - ・一括方式と一問一答方式の選択欄を追加する。
 - ※質問者は通告の際、いずれかの質問方式に〇をつける。 なお、質問者は、質問件名や項目ごとに一括方式と一 問一答方式を使い分けないものとする。

- (4) 一問一答方式の質問方法 (概ね4種類が想定)※何を一問一答の対象とするのか
 - ① 初回一括質問・答弁,再質問から一問一答
 - ② 大項目(質問の件名)ごとに一問一答
 - ③ 中項目(質問の要旨)ごとに一問一答
 - ④ 中項目を基本とし、さらに中項目を細分化した小項目、あるいはそれ以下の細目の記載がある場合は最小の項目単位で一問一答

【各方法の検討】

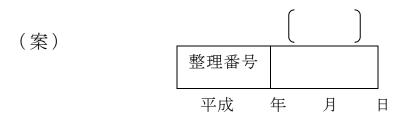
対 象	メリット	デメリット
①再質のみ	〇従来方式に近い	〇質問と答弁の対応が不
	〇再質問は総括でなく,1	明 確
	件 ずつできる	〇選択式の意味が薄い
②大項目	〇大項目ごとに質問と答	〇大項目が1つの場合,一
	弁の対応が明確となる	括方式と同様で選択制
		の意味が薄い
③中項目	〇中項目ごとに質問と答	〇大項目1つ,中項目1つ
	弁の対応が明確となる	の場合,従来と同様で
		選択式の意味が薄い
		〇細目があった場合、その
		部 分 はー 問 ー 答 でなく
		なりわかりにくさが残る
④中項目~	〇中項目~小項目~細目	〇細目ごとの質問・答弁
小項目~	ごとに質問と答弁の対	は,通 告 の書 き方 によっ
細目	応 が明 確となる。	ては内容が薄くなり、質
	〇どのレベルで一 問 一 答 と	問の趣旨から離れる恐
	するか議員の裁量に委	れはある。
	ねられる。	

【一問一答の対象のルール化】 何を一問一答の対象とするか、ルール化が必要となる。

【一問一答方式の流れ】

(前頁③「中項目」単位での一問一答とした場合)

- 1 通告書の各質問件名に対する質問要旨項目(1),(2)の単位で一問一答を行う。
- 2 再質問がある場合は、各項目ごとに再質問、再答弁 を行う。(回数制限はしない。)
- 3 各質問(再質問を含む)については、前の質問項目 に戻って質問しない。
- 4 各質問項目ごとに「まとめ(要望・意見)」がある場合は、「まとめ(要望・意見)」をしてから次の質問に移る。
 - ※なお、大項目(質問の件名)ごとのくくり、あるいは質問の最後に総括でまとめてもかまわないものとする。(一問一答は質問が深まらないという意見があるため)



調布市議会議長 伊藤 学様



このことについて、調布市議会会議規則第57条第2項の規定により、下記のとおり

